

**災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制の構築に係る  
ワーキンググループ（第1回）  
災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等の検討に係る  
ワーキンググループ（第1回）  
合 同 会 合**

日時：平成28年9月1日(木)

15:00～17:00

場所：都庁第二本庁舎 210・211会議室

## 議 事 次 第

1 開会

2 議事

- (1) 各WGの座長選定等について（資料1、2）
- (2) 東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会（第1回）での審議内容とその対応について（資料3）
- (3) 各WGにおける検討範囲と検討内容について（資料4）
- (4) 今後のスケジュールについて（資料5）
- (5) その他

3 閉会

<配布資料>

- 資料1 各WG委員名簿
- 資料2 各WG設置要綱
- 資料3-1 第1回部会における質問・意見と対応
- 資料3-2 東京都災害廃棄物処理計画等の位置付けや考え方（案）
- 資料3-3 災害廃棄物処理における基本方針
- 資料4 部会及び各WGの検討事項整理表（案）
- 資料5 各WGの今後のスケジュールについて（案）

<参考資料>

- 参考資料1 第1回東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会議事録
- 参考資料2 第1回東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会資料
  - 資料1 委員名簿
  - 資料2-1 災害廃棄物部会の設置までの経緯
  - 資料2-2 諮問書及び諮問の趣旨
  - 資料2-3 東京都廃棄物審議会運営要綱
  - 資料3-1 東京都災害廃棄物処理計画策定にあたっての背景及び計画の位置付け
  - 資料3-2 各WGの設置目的及び所掌事項（案）
  - 資料4-1 本計画において対象とする災害廃棄物（案）
  - 資料4-2 災害廃棄物処理を円滑に進めるための基本的考え方について（案）
  - 資料5 今後のスケジュールについて（案）

<机上資料>

- 机上資料1 東京都地域防災計画 震災編（平成26年修正 東京都防災会議） ※該当箇所のみ
- 机上資料2 東京都震災がれき処理マニュアル（平成24年度改訂版 東京都環境局）
- 机上資料3 災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料4 巨大災害発生時の廃棄物処理に係る対策スキームについて（平成27年2月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）
- 机上資料5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料6 東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～（平成28年3月 東京都環境局資源循環推進部） ※概要版及び該当箇所のみ

## 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な 体制の構築に係るワーキンググループ委員名簿

（敬称略、設置要綱の別表順、五十音順）

氏 名	所 属（役 職）
高田 光康	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 研究参与
平山 修久	名古屋大学 減災連携研究センター 准教授
伊藤 雅人	株式会社大空リサイクルセンター 取締役工事事業本部長
川上 和章	株式会社日本協力 代表取締役社長
小松 寛	大成建設株式会社 環境本部土壌・環境事業部 第二技術室 参与
仲野 昭	都商事株式会社 代表取締役社長
大谷 博信	足立区 環境部 ごみ減量推進課長
有山 友規	武蔵村山市 協働推進部 ごみ対策課長
永田 剛	大島町 地域整備課長
今井 正美	東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課長
古谷 浩明	西多摩衛生組合 計画管理課長
和田 貴樹	東京都島嶼町村一部事務組合 廃棄物対策課長
切川 卓也	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 係長
山根 正慎	環境省 関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課長
福田 孝由	東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長
藤井 達男	東京都 環境局 資源循環推進部 計画課長
新井 進	東京都 環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課長
須賀 隆行	東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課長

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー  
等に係るワーキンググループ委員名簿

(敬称略、設置要綱の別表順、五十音順)

氏 名	所 属 (役 職)
遠藤 和人	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 主任研究員
平山 修久	名古屋大学 減災連携研究センター 准教授
伊藤 雅人	株式会社大空リサイクルセンター 取締役工事事業本部長
小松 寛	大成建設株式会社 環境本部土壌・環境事業部 第二技術室 参与
近藤 守	日立造船株式会社 環境事業部 グローバル事業統括部 グローバル事業推進部長
藤井 達男	東京都 環境局 資源循環推進部 計画課長

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な  
体制の構築に係るワーキンググループ設置要綱

28環資計第261号  
平成28年8月8日

(目的及び設置)

第1条 非常災害時において災害廃棄物の処理が迅速かつ適正に行われるよう、国、地方公共団体、事業者等（以下「関係主体」という。）の適切な役割分担を明確にするとともに、関係主体間の協力・連携体制を構築することを目的として、学識経験者及び関係者で構成する「災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の構築に係るワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 WGは、非常災害時における災害廃棄物の処理に係る次に掲げる事項を所掌とする。

- 一 関係主体の適切な役割分担に関すること。
- 二 関係主体間の協力・連携体制の構築に関すること。
- 三 その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 WGは、次条の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、別表1の項から3の項までに掲げる者及び同表4の項に掲げる職にある者をもって充てる。

(座長)

第5条 WGに座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、WGを主宰し、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び運営)

第6条 WGは、東京都環境局資源循環推進部長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じてWGに委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(定足数及び表決数)

第7条 WGは、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 WGの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 WGの会議は原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 WGの庶務は、東京都環境局資源循環推進部計画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、東京都環境局資源循環推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

別表（第4条関係）

1	学識経験者	学識経験を有する者
2	関係団体	一般社団法人東京都産業廃棄物協会からの推薦者
		東京廃棄物事業協同組合からの推薦者
		一般社団法人東京建設業協会からの推薦者
		一般社団法人東京建物解体協会からの推薦者
3	区市町村等	特別区の職員
		市町村の職員
		東京二十三区清掃一部事務組合の職員
		三多摩清掃施設協議会の職員
		東京都島嶼町村一部事務組合の職員
		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の職員
		環境省関東地方環境事務所の職員
4	東京都	東京都総務局総合防災部計画調整担当課長
		東京都環境局資源循環推進部計画課長
		東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課長
		東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課長



災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等の  
検討に係るワーキンググループ設置要綱

28環資計第262号  
平成28年8月8日

(目的及び設置)

第1条 非常災害時において災害廃棄物の処理が迅速かつ適正に行われるよう、東京都内（以下「都内」という。）における災害廃棄物の処理可能量の総量を把握するとともに、都内及び近隣の地方公共団体との連携を踏まえた災害廃棄物処理技術、処理フロー等を検討するため、学識経験者及び関係者で構成する「災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等の検討に係るワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 WGは、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 災害廃棄物の発生量、都内における処理可能量等の把握に関すること。
- 二 災害廃棄物の仮置場の設置及び運営に係る検討に関すること。
- 三 災害廃棄物の収集、運搬、処分及び再生に係る検討に関すること。
- 四 その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 WGは、次条の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、別表1の項及び2の項に掲げる者並びに同表3の項に掲げる職にある者をもって充てる。

(座長)

第5条 WGに座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、WGを主宰し、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び運営)

第6条 WGは、東京都環境局資源循環推進部長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じてWGに委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(定足数及び表決数)

第7条 WGは、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 WGの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決する

ところによる。

(会議の公開)

第8条 WGの会議は原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 WGの庶務は、東京都環境局資源循環推進部計画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、東京都環境局資源循環推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

別表（第4条関係）

1	学識経験者	学識経験を有する者
2	関係団体	一般社団法人東京都産業廃棄物協会からの推薦者
		一般社団法人東京建設業協会からの推薦者
		一般社団法人日本環境衛生施設工業会からの推薦者
3	東京都	東京都環境局資源循環推進部計画課長

項目	質問・意見	対応
部会審議内容の公表について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 欧米などでは、危機管理に関する計画については全てを公開しないケースもある。東京都廃棄物審議会運営要綱上、非公開にできる「特に必要があると認めるとき」について、危機管理という視点で考えはあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セキュリティ上、非公開にした方が良いことについては、非公表とする。ただし、計画自体は公開することになるため、計画本文については、原則、公開で審議していく。</li> </ul>
計画の対象とする災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 首都直下地震の被害量よりも桁が小さい災害(風水害等)にも対応できる計画を作るとの認識でよいか。</li> <li>● 自然災害全般も含め、幅広く議論する方向で良いと思うが、実際に検討するためには、計画の対象とする災害を絞って、議論しないといけない。WGが別々に始動する前に決めておいた方が良い。</li> <li>● 被害想定を明確にしているものを対象にしないと、定量的な検討ができないので、まずは直下型の地震から着手するのが良い。</li> <li>● まずは直下型地震を重点的に検討するのが良い。</li> <li>● まずは地震を対象にして具体的に検討するのは良いと思うが、計画としては<u>どのような災害にも対応できるもの</u>にしておいた方が良い。</li> <li>● 理想論を言えば、<u>マルチハザードに対応できる計画</u>であるべき。さらには、発災後、区市町村が円滑に処理フローを作ることができるよう記載すべき。ただし、最初から100%完璧な計画を策定することは不可能と考えておいた方が良い。まずは大規模地震を対象に優先的に審議し、<u>内容としては他の災害も包括する計画</u>にしてはどうか。</li> <li>● マルチハザードへの対応、計画の実効性確保のためのロードマップ(訓練で水害を対象とする等)は計画で記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まずは、大規模な被害が想定される首都直下地震を想定した検討、審議を行うが、計画としてはその他の災害にも対応する包括的な内容とする。</li> <li>● 部会とWG間の前提条件の共有、WGメンバー間の認識共有・擦り合わせを図るために、第1回WGは合同開催とする。</li> </ul>
計画の対象とする災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現実的に発災後には通常生活ごみと災害廃棄物を区分することは難しい。事業所ごみについても、コンビナートが被災した場合は、平常どおりの廃棄物処理で対応できない。明確な線引きをしてしまうよりも、災害に起因して発生したものの全体を含んだ表現が良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物の定義は、部会資料4-1に記載のとおりとするが、計画には非常時における廃棄物処理を適正に行うために必要な事項を包括し記載した内容とする。</li> </ul>

## 第1回部会での質問・意見と対応表(2/2)

項目	質問・意見	対応
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実行計画をどうやって作るのか、どのようにブラッシュアップしていくかは計画の中に記載する必要がある。発災後の業務の中で誰がいつどの会議でどの資料を使って作るというレベルまで整理していく必要がある。</li> <li>● 今回、策定する計画は詳細まで規定したものではなく、基本方針や基本的事項を明確にして、その詳細は庁内で定めていくという解釈でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画、実行計画、マニュアル（仮称）の関係を整理した上で、実行計画の策定方法を計画に記載することを検討する。</li> <li>● 計画は都が担うべき役割や災害廃棄物処理の方針・基本的事項等を示すものとする。</li> </ul>
計画の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画の基本方針は、この災害をどう乗り越えるのかということにつながることで、<b>「都民の生活再建」</b>という視点を入れることが望ましい。</li> <li>● 災害時に限られたリソースをどのように配分するかという点が重要になるので、基本方針の中に<b>「事業継続」</b>の視点を入れることが望ましい。</li> <li>● 基本方針については、一部、順位付けも必要ではないか。</li> <li>● トレードオフの関係もあるが、優先順位としては、安全、迅速、安価の順番かと思う。<b>「安全、迅速、安価のトレードオフの関係に配慮しながら、計画的に処理し、リサイクルを促進」と</b>いった記載ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>「都民の生活再建」</b>、<b>「事業継続」</b>の視点を考慮に入れた基本方針を検討する。</li> <li>● 優先順位やトレードオフに配慮した基本方針を検討する。</li> </ul>
他計画との整合、他部局との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画の改定・見直し等について記載されているが、防災所管部局が作成する地域防災計画との整合、見直しがあった際の対応について記載すべき。</li> <li>● 関東地方環境事務所が策定を進める行動計画でどのようなことが記載されるのかは随時情報提供があるということでよろしいか。</li> <li>● 他部局をどのように巻き込んでいくのか、どのように連携して適正にがれき処理を進めていくのかは重要な視点である。</li> <li>● 災害廃棄物発生量を減らすためには、耐震化が必要であるが、その担当はまちづくり所管部局になるし、企業BCP策定は産業振興所管部局となり、環境局との連携が必要になる。</li> <li>● 発災後、行政職員はまず避難所対応を優先することになる。災害廃棄物処理に関し、都民に協力してもらう必要もある。共助と公助について記載した方が良い。</li> <li>● 災害廃棄物発生量を減らすための事前の備えに空き家の対策があり、まちづくり所管部局等との連携が必要になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連計画との関係、見直しの方法について記載する。</li> <li>● 関連計画の新しい情報については適宜提供する。</li> <li>● 他局の役割、他局、都民との連携方法について記載することを検討する。</li> </ul>

1. 東京都災害廃棄物処理計画及び東京都災害廃棄物処理実行計画の位置付け

- 東京都災害廃棄物処理計画(以下、「計画」という。)は、図3-1に示す位置付けとして策定すべきものである。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(平成27年11月)を踏まえ、「東京都地域防災計画」と整合を図り、被災した区市町村に対する各種支援など、都が担うべき役割や災害廃棄物処理の方針・基本的事項等を定める性格のものである。
- また、東京都災害廃棄物処理実行計画(以下、「実行計画」という。)は、下図に示す位置付けとして策定すべきものであり、発災後の実情に応じて災害廃棄物の円滑・迅速な処理をするため、具体的事項を定める性格のものである。

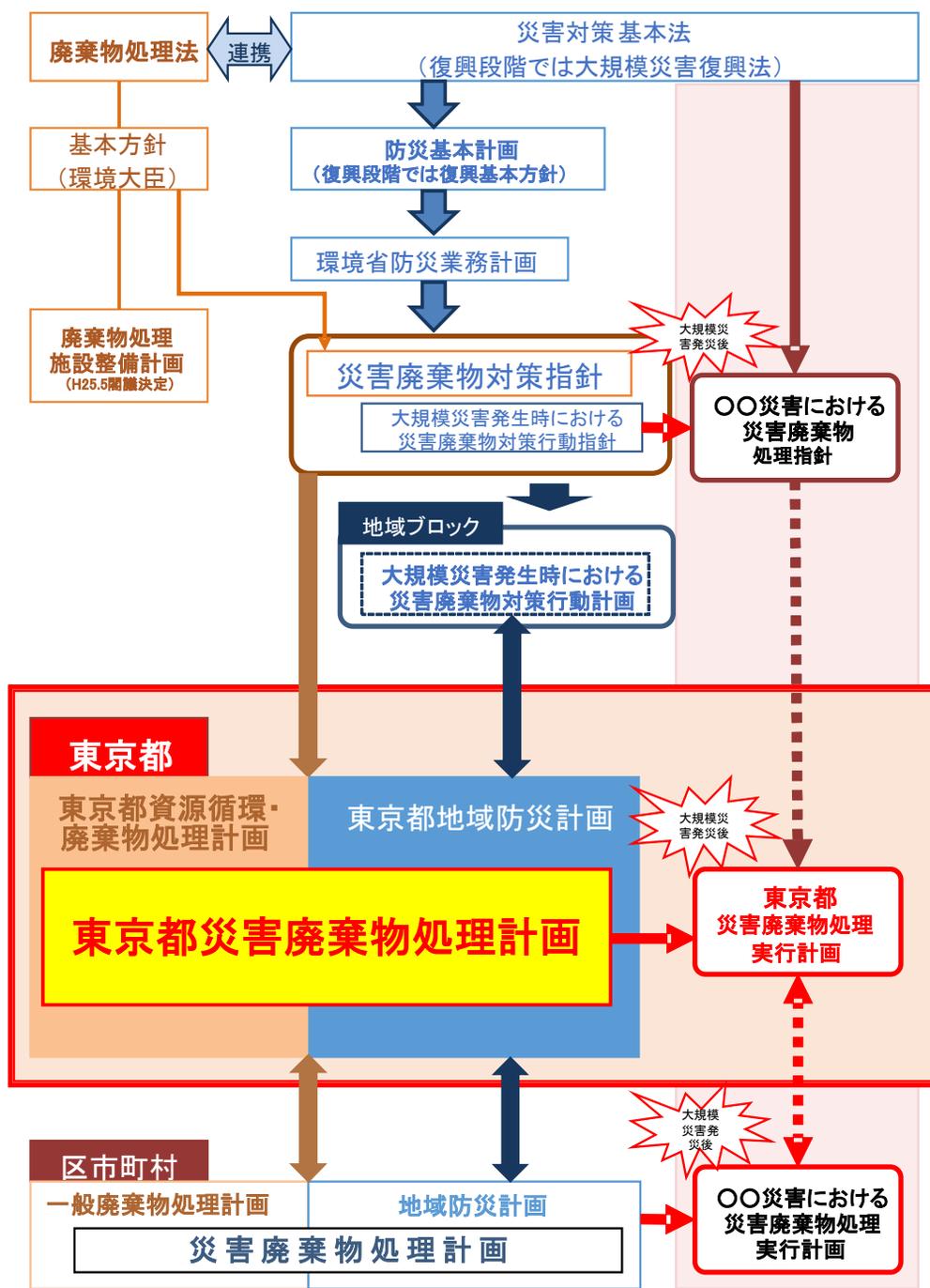


図3-1 東京都災害廃棄物処理計画の位置付け及び東京都災害廃棄物処理実行計画の位置付け

※大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(平成27年11月、環境省大臣官房・廃棄物リサイクル対策部)をもとに一部、加筆修正

## 2. 東京都災害廃棄物処理実行計画について(案)

- 計画及び実行計画の位置付けは、図3-1の通りである。実行計画は、災害廃棄物の円滑・迅速な処理を進めるため、発災後に策定するものであり、実行計画の記載内容の基本的な考え方は、表3-1が考えられないか。(被災状況や地域の実情に応じて、必ずしも表3-1に従う必要はない。)
- なお、初動時から実行計画を策定することは困難であると考えられることから、初動時における行動を規定したマニュアル(仮称)を整備し、マニュアル(仮称)を参考にしながら、発災後の状況を踏まえて実行計画を策定する。

表3-1 実行計画の記載内容の基本的な考え方(案)

実行計画に記載する事項	実行計画 (区市町村)	実行計画 (各区、各市 町村共同)	実行計画等 (東京都)		
			小規模 災害 (※2)	中規模 災害 (※2)	大規模 災害 (※2)
被害状況、 災害廃棄物発生量等	○(※1)	—	—	○	○
災害廃棄物処理方針	○(※1)	—	—	○	○
実行体制(役割分担)	○(※1)	—	—	—	○
処理業務計画	○(※1)	—	—	—	○
処理方法	○(※1)	—	—	—	○

※1 複数の区市町村に渡る災害については、各区市町村毎の実行計画でも、区市町村共同での実行計画でも可能とする。

※2 災害規模の大小は、単に地震の震度だけでなく、被災範囲や災害廃棄物発生量等による。

## 3. 災害規模と災害廃棄物処理の実施体制について

- 災害の規模が大きくなるにつれて、災害廃棄物を処理するための業務量が増加すると考えられ、関係主体や都の関わり方も大きく異なることが想定される。
- 災害の規模に見合った関係主体とその関わり方(実施体制)を、誰がどのようにコントロールしていくかが迅速かつ適切に処理するためのポイントではないか。

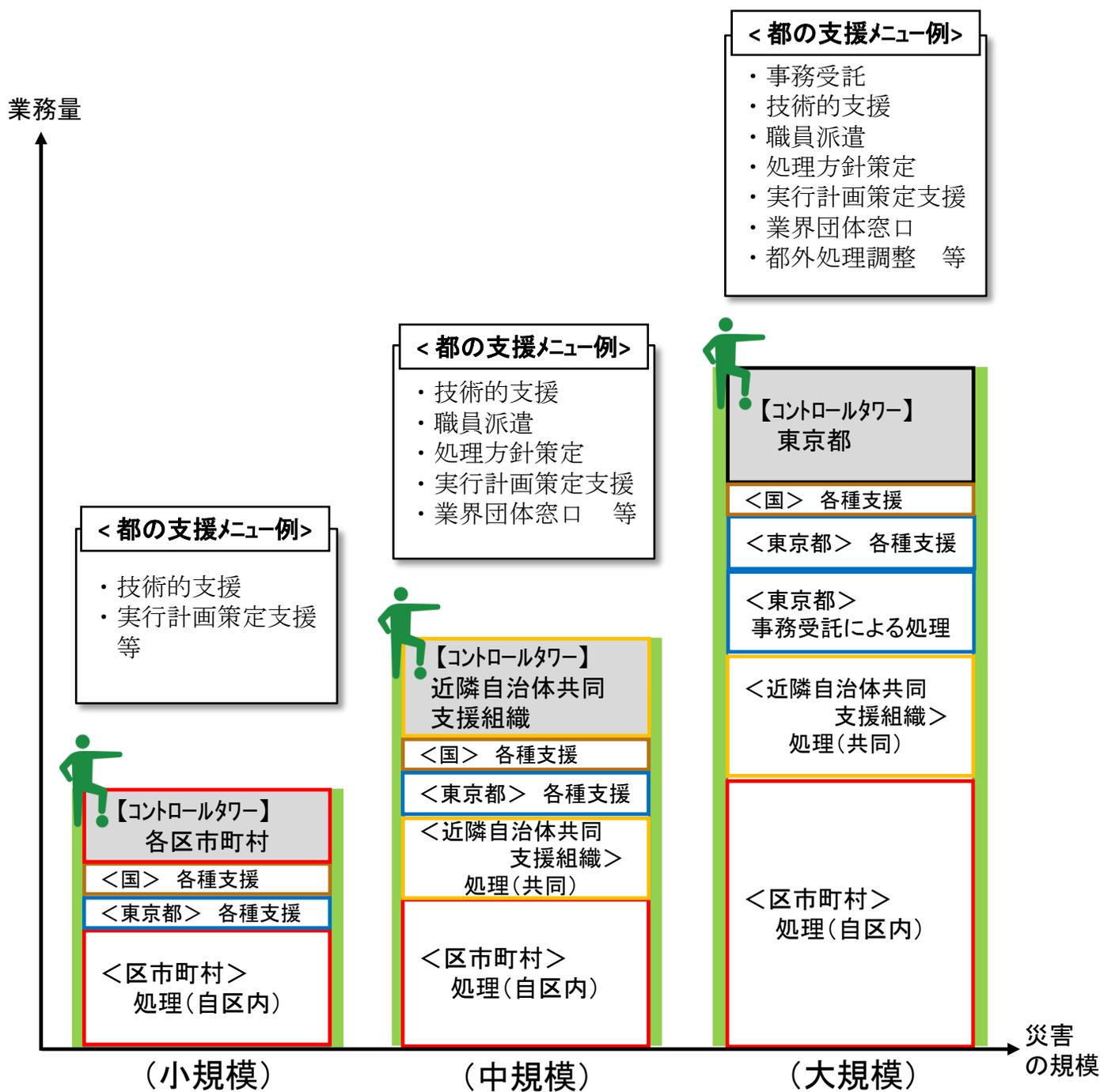


図3-2 災害規模と災害廃棄物の処理実施体制(イメージ)

## 4. マニュアル(仮称)について(案)

- 発災直後から実行計画が策定されるまでの初動期に対応すべき具体的な事項を規定したマニュアル(仮称)を平時に予め作成し、特に混乱が想定される発災直後は、マニュアル(仮称)に従って対応を行う。また、応急対策期以降についてもマニュアル(仮称)を整備する。
- マニュアル(仮称)は、災害の種類や規模に応じて柔軟に対応できることを目的として、策定するものとし、発災時は災害の種類、規模、また発災からの時期に応じて、実行計画策定の参考にするものとする。

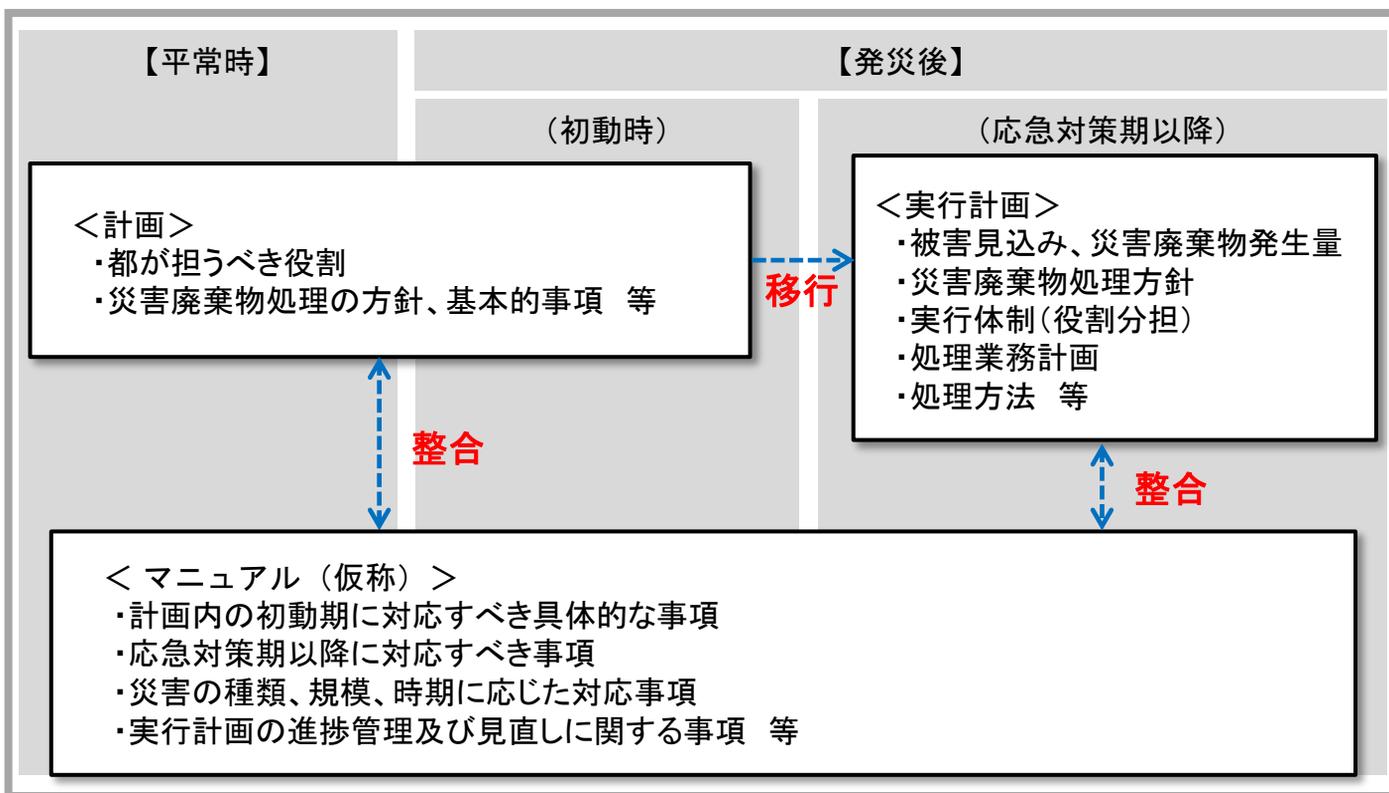


図3-3 計画、実行計画、マニュアル(仮称)の関係

- 計画は、以下の基本方針を踏まえたものとする。ただし、トレードオフの関係にある事項があることに留意するとともに、発災後は優先順位(安全、迅速、安価)を勘案した実行計画を策定するものとする。
- 「都民の生活再建」、「事業継続」の視点についても留意する。

### 東京都災害廃棄物処理計画の基本方針として掲げるべき事項

➤ 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理・処分能力等を踏まえた上で、効率的に処理を推進する
➤ リサイクルの推進	徹底した分別・選別により処理・処分量の軽減を図る
➤ 迅速な対応・処理	時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う
➤ 環境に配慮した処理	混乱の状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する
➤ 衛生的な処理	夏場の悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る
➤ 安全作業の確保	通常業務と異なる事態等を想定し、作業安全性の確保に努める
➤ 経済性に配慮した処理	発災後の状況を踏まえ、経済性に配慮した処理を行う

# 部会及び各WGの検討事項整理表(案)

資料4

大分類	中分類	小分類	検討範囲		
			部会	体制WG	処理WG
総論	目的				
	計画の位置付け	災害廃棄物処理計画の位置付け			
		災害廃棄物処理実行計画の位置付け			
	計画の対象	対象とする災害廃棄物			
		対象業務			
		実施主体			
	災害廃棄物処理工程管理	災害規模別の工程管理の考え方			
		区市町村及び都の工程管理			
		標準的な処理フロー			
		大規模災害時の災害廃棄物処理事業ロードマップ			
	災害廃棄物対策の基本的な考え方	災害廃棄物処理の基本方針			
		災害廃棄物処理の基本的な事項			
		災害廃棄物処理技術の運用			
		災害廃棄物対策連携体制構築			
	災害廃棄物対策	平常時 (被害抑止・被害軽減)	組織体制と役割分担		
災害廃棄物処理連携体制の構築					
初動期 ※発災後約1ヵ月まで		初動対応の命令			
		区市町村等支援業務			
		要処理量の算定(暫定値)			
		都処理実行本部会議(仮称)			
		処理方針			
応急対策期 ※(前半:約3ヵ月) (後半:約1年)		仮置場の整備方針			
		処理実行計画の策定			
		処理進行管理			
災害復旧・復興等		処理進行管理			
		処理実行計画の改定			
		仮置場用地返還			
災害廃棄物処理支援		処理支援体制の整備			
		処理支援業務			
処理計画の 継続見直し、 対策訓練	処理計画の見直し				
	対策訓練				
	広域連携				
	今後の取組について				

※部会は「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会」、体制WGは「災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制に係るWG」、処理WGは「災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等に係るWG」をそれぞれ表す。  
 ※検討範囲の濃い色の部分は部会で重点的に検討する事項、薄い色の部分は主に各WGで検討し部会で確認する事項を示す。

## 各WGにおける論点

### 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制の構築に係るWG

- 処理の主体となる区市町村内の処理能力(民間処理施設も含む)の把握・活用
- 区市町村単独で対応できない場合における災害の規模に応じた処理主体
- 発災後の処理体制構築における手順等の整理
- 都が災害廃棄物処理に係る事務の一部を地方自治法に基づき受託するケースの整理
- 事業者、都民等へ協力を依頼する事項
- 関係主体の適切な関わり方 等

### 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等の検討に係るWG

- 発災後の災害廃棄物発生量推計方法
- 処理の迅速性に配慮しつつ、最終処分量を減少させる方法
  - ・一次仮置場での分別の徹底方法
  - ・二次仮置場施設での精緻な選別等の方法 等
- 危険物・有害物等の適正な処理方法 等

今後は、各WGにおいて実務的な検討を行い、第2回以降の部会に検討状況を報告する。各WGの開催予定は下表のとおり。

部会	体制WG	処理WG	主な議題等
第1回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について</li> <li>・東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について</li> <li>・東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
	第1回(合同)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回部会での審議事項の共有</li> <li>・各WGの設置目的と所掌事項の確認</li> <li>・個別の審議事項</li> </ul>
	第2回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項の検討</li> </ul>
		第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項の検討</li> <li>・計画(原案)の作成に向けての整理</li> </ul>
	第3回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項の検討</li> <li>・計画(原案)の作成に向けての整理</li> </ul>
第2回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各WGの検討状況</li> <li>・計画(原案)</li> </ul>
		第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(中間まとめ案)の作成に向けての整理</li> </ul>
	第4回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(中間まとめ案)の作成に向けての整理</li> </ul>
第3回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各WGの検討状況</li> <li>・計画(中間まとめ案)</li> </ul>
<b>東京都廃棄物審議会総会(12月～1月)</b>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント</li> </ul>
第4回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(案)</li> </ul>
<b>東京都廃棄物審議会総会(答申)(年度末)</b>			